

交渉情報	NO.73	日本郵便信越支社 長野共通事務集約センター
JP労組信越地方本部	2016年3月9日	添付資料:3枚

社会保険料の精算実施について

郵便局会社信越支社は、本日（3月9日）「社会保険料の精算実施」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、年金事務所によるサンプル調査（H28.1.26実施）において、平成27年8月随時改定の内容に誤りがある旨の指摘を受けたことから、期間雇用社員全員の内容を確認したところ、394名の標準報酬月額が誤っていることが判明し、精算を実施するものです。

詳細については別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び概要等

ア 発生局

別紙支社資料参照 単マネ局49局 エリア局12局

イ 対象社員

期間雇用社員394名

ウ 精算額

	対象者数	健康保険料	介護保険料	厚生年金 保険料	合計
30系	13人	6,747	-128	12,133	18,752
20系長野	155人	363,718	38,575	644,429	1,046,722
20系新潟	226人	542,584	59,019	961,181	1,562,784
計	394人	913,049	97,466	1,617,743	2,628,258

※（還付額）最高一人23,527円 （徴収額）最高一人38,338円

2. 精算

2016年3月月例給与において精算する。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明する。

退職した社員に対しては、説明文を郵送し、還付の場合は給与預入通帳への振り込み、徴収の場合は振替用紙による払い込みとする。

地本では、該当者への謝罪と十分な説明を求めるとともに、徹底したチェック体制の確立と人事異動等で担当者が変更する場合に確実な講習を行うことおよび二度とこのような事例を起こさないよう支社に対して強く求めました。

【労使対応】 単局窓口